

## 屋外広告業登録申請書・添付書類一覧と注意事項

登録申請に必要な書類は表のとおりです。

※申請者が個人である場合、当該個人が未成年者である場合及び法人である場合と、3つの区分においてそれぞれ提出書類が異なりますので、注意してください。

### 屋外広告業登録（新規・更新）申請提出書類等一覧

書類名称		申請者の区分			様式等	根拠規定	
		個人		法人			
		成年	未成年				
登録申請書		○	○	○	様式15号		
添付書類	誓約書	申請者	○	○	○	様式16号	
	住民票	申請者	○	○	—		
		法定代理人	—	○	—		
		役員	—	—	○		
		業務主任者	○	○	○		
登記事項証明書	申請者	—	—	○			
略歴書	申請者	○	○	—	様式17号		
	法定代理人	—	○	—	様式17号		
	役員	—	—	○	様式17号		
	業務主任者	○	○	○	様式18号		
業務主任者の資格を証する書面		○	○	○			

注) 1 「業務主任者の資格を証する書面」とは修了証等の写しに原本証明をしたものをいいます。

2 表に示す他、民法第6条で営業を許された未成年者が申請者である場合は、登記（商法第5条 商業登記法第43条から）を確認します。

※「屋外広告業登録申請書・添付書類準備チェックリスト」に申請に必要な書類ごとの氏名を記入し、登録申請書と一緒に提出してください。

## 登録申請書等記入に関する注意事項

### 【共通】

- ①申請書の提出は一部です。
- ②原則、屋外広告業登録申請者が市都市デザイン課に直接お越し頂き申請して下さい。  
なお、申請者が直接市役所に来庁することが難しい場合には、屋外広告業の登録申請に関する一切の件について代理者に委任し、委任された方が委任状を持参し申請して下さい。
- ③登録・更新手数料は、都市デザイン課で納付書を発行しますので、市金庫(三井住友銀行)で納付（午前9時～午後3時）して下さい。

### 【登録申請書：様式】

#### ● 「法人にあっては、その役員」の欄

法人申請の場合は、登記事項証明書にある**役員全員分（監査役以外）**の氏名及び役職を記入して下さい。

#### ● 「登録の種類」の欄以下の欄

登録の種類は新規を選んで下さい。

また、「登録の種類欄」以下の欄については他市、都道府県で登録をされた方以外は、記入する必要はありません。(兵庫県に登録された方は、必ず記入して下さい。)

#### ● 裏面(営業所・業務主任者)

- ①西宮市内に営業所を有する場合は、その全ての営業所、及び西宮市内で業を営もうとする営業所を全て記入してください。ここに記入が無い営業所は、西宮市内で業を営むことができません。
- ②営業所がない場合は「該当なし」と空白欄に記載して下さい。
- ③営業所が複数ある場合は営業所ごとに資格を有する業務主任者が必要になります。
- ④営業所の業務主任者の氏名の欄は、必ず記入して下さい。業務主任者の記入の無い営業所は西宮市内で業を営むことができません。

### 【申請者（本人・法定代理人・法人の役員）の略歴書：様式】

- 法人申請の場合は、登記事項証明書にある**役員全員分（監査役・監事を除く。）の略歴書が必要**です。
- 法人申請にあっては、**役員全員分（監査役・監事を除く。）の住民票**を添付して下さい。  
各役員の住所を確認させていただきます。

- 「職歴」の欄

屋外広告業に関する職歴のみ、最近のものから順次記入して下さい。

- 「行政処分等」の欄

必ず記入して下さい。なお、無い場合は「無し」と記入して下さい。

**【業務主任者の略歴書：様式】**

- 営業所を複数申請する場合は、営業所数に見合う業務主任者の略歴書が必要になります。

- 業務主任者の資格を証する書面

原本（講習会修了書、職業訓練員指導免許、屋外広告士登録証等）をコピーし、そのコピーに原本証明（「原本と相違がないことを証明する。」の文言と日付及び業務主任者の氏名を記入）して下さい。

- 「職歴」の欄

屋外広告業に関する職歴のみ最近のものから順次記入して下さい。